

現代インドの言語法制：「公用語」をめぐるって

インドをはじめとする南アジアは、多言語社会である。しかしながら、そうした単純な情報だけでは、この地域の特性は十分に語りえない。そこに付加しなければならぬのは、南アジアが、主要な文字だけでも13を数える多文字社会であり、なおかつ、それらの言語と文字が、階層化して存在し、機能してきたという事実である。識字も平準化しておらず、地域と階層、そしてジェンダー(性)に対応して大きな懸隔を内包している。現在では、さらにそこにデジタルディバイド(情報格差)が、覆い被さっている。

そうしたインドだが、南アジア諸国のなかでも、最も詳細な言語法制を有することで知られている。その根幹を規定するのが、インド憲法第17編「公用語」である。実は、本邦には、その内容をめぐって大変な誤解が存在している。その代表的な例が、概説書などに見られる、インドには十数の公用語があるとする記述である。

ここでは、正確なところを記しておきたい。インドは、州を構成単位とする連邦制を取っている。公用語に関わる規定は、連邦(中央)と州のそれぞれに対応して設定されており、公用語一般が存在するわけではない。連邦レベルでは、「デーヴァナーガリー文字で書かれたヒ

ンディー語」が、単一の公用語なのである。州公用語は、各州議会において制定される州公用語法によって定められるのであって、憲法上、明示されることはない。

公用語をめぐる誤解が生み出される要因となっているのが、「諸言語」というタイトルを持つ憲法第8附則の存在である。そこには、幾度かの改正を経て、現在では22の言語が掲げられているが、それは、連邦公用語委員会に委員を送り出せる言語集団としての認知と、連邦公用語を発展させていくうえで、顧慮されねばならない言語遺産を示すにとどまる。実際のところ、附則に掲げられた言語は、連邦公用語はもちろんのこと、州公用語とも、いかなる法的関係も持っていない。ここに誤解が生じたのは、ヒンディー語に特権的な地位を与えた「1963年公用語法」をめぐる騒擾を沈静化させるために、中央政府が取った一連の妥協策によっている。

しばしば公用語であると語られる英語だが、憲法上、法案と法律、ならびに高等裁判所と最高裁判所における使用が規定されるのみである。そうであるにも拘わらず、社会的に英語が横溢するのは、植民地支配の遺制であるとともに、上述の妥協策のなかで、その残存が保障されたからに他ならない。

表紙写真 について

大自然とことばに国境はない！

椎名紀久子 Shiina Kikuko (千葉大学)

カナダの総面積は実に日本の約27倍、ロシア連邦に次いで世界で2番目に大きな国です。西側にロッキー山脈、東側にアパラチア山脈をいだし、コバルトブルーに輝く約200万もの神秘的な湖が、万年雪に覆われた連峰や氷河のあいだに点在しています。

左上の写真の景色は、ジャスパーとレイクルイーズを結ぶ、世界的にその美しさで知られるIcefields Parkwayというハイウェイの途中で撮りました。地球温暖化のせいで氷河の規模が年々小さくなっています。

1982年に二言語多文化主義が憲法で定められ、公用語は英語とフランス語になりましたが、ケベック州はフランス語のみ、10州中6州は英語のみを公用語としています。カナダ人の約57%が英語を母語とし、約22%がフランス語を、残りの約21%は中国語、イタリア語、ドイツ語などの英仏以外の言語を母語としています。先住民族である北米インディアン、メティス、イヌイットの伝統的な文化を尊重しつつ、死刑制度の廃止や基本的な医療費の無料化、社会保障制度の完備といったリ

ベラルな側面も持つ国、それがカナダなのです。

右下の写真の赤いバスはヴァンクーバー市内を陽気に走り回るBig Busという観光バスです。35カナダドルで2 Day Passを買うと、20箇所近くある市内の主な観光スポットで何回でも乗り降りできます。英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・日本語・中国語の6ヶ国語(6 LANGUAGES)で観光スポットの説明を聞くことができます。世界中から観光客が集まり、多様な言語を母語とするカナダらしいバスですね。

